

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案

○ 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（雇用促進計画を活用した雇用に関する援助）</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成三十五年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 5 4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（雇用促進計画を活用した雇用に関する援助）</p> <p>第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成三十一年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。</p> <p>2 5 4 (略)</p>